

○農業協同組合の合併に伴う特例販売業の許可及び毒物劇物販売業の登録について

(昭和四十七年五月九日)

(薬事第九七号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局薬事課長通知)

標記について別添Ⅰのとおり石川県厚生部長から照会があり、これに対し、別添Ⅱのとおり回答したので、参考までに通知する。

.....

別添Ⅰ

(昭和四十七年四月二四日 医発第二九五号)

(厚生省薬務局薬事課長あて石川県厚生部長照会)

標記に関し、島根県厚生部長から「毒物劇物販売業者の登録手数料について」の照会に対し、昭和三十五年二月十一日薬事第二三七号による貴局薬事課長回答並びに静岡県衛生部長から「農業協同組合の合併に伴う医薬品販売業の登録について」の照会に対する薬務局長回答がありますが、左記事項について疑義がありますので貴見を承りたく、至急何分のご回答をお願いする。

記

特例販売業者(薬事法にもとづく)であり、毒物劇物販売業者(毒物及び劇物取締法にもとづく)である二以上の農業協同組合が、農業協同組合合併助成法の適用を受け、農業協同組合法第六十五条第二項の規定にもとづき認可を得た合併農業協同組合および同支所について

- 1 特例販売業の許可並びに毒物劇物販売業の登録は、それぞれ新規の取扱いが必要か、或いは許可証、登録票の書換えで足りるか。
- 2 1の照会の場合、新規、書換えいずれの場合も手数料は免除できないと解するかどうか。

別添Ⅱ

(昭和四十七年五月九日 薬事第九六号)

(石川県厚生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

昭和四十七年四月二十四日付医薬第二九五号で照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

1 照会事項1について

薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)の規定に基づく特例販売業の許可又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)の規定に基づく毒物劇物販売業の登録を受けている農業協同組合が、他の農業協同組合と対等合併して新たな農業協同組合を設立し、引き続き当該業務を行なう場合は、それぞれ薬事法の規定に基づく新規の許可又は毒物及び劇物取締法の規定に基づく新規の登録を受けることを要するものと解する。

2 照会事項2について

貴見のとおり解する。